

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和5年2月 15 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国 民 年 金 関 係 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 2200616 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（国）第 2200037 号

第1 結論

平成 2 年 * 月及び平成 19 年 1 月から同年 6 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 45 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成 2 年 * 月
② 平成 19 年 1 月から同年 6 月まで

私は、これまで 11 回、請求期間が国民年金保険料の充当期間とされていることに納得できないとして納付記録の訂正を求めてきたが、国が管理する記録が正しいと判断され、不訂正とされてきた。

請求期間の国民年金保険料を毎月きちんと納めていたことは間違いないので、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の訂正請求については、請求者は、請求期間①及び②の国民年金保険料について、毎月納付した旨主張しているが、i) オンライン記録によると、請求期間①及び②は、いずれも約 2 年後となる平成 4 年 * 月及び平成 21 年 2 月に、厚生年金保険加入中にもかかわらず納付した請求期間以外の期間の国民年金保険料を充当した期間として記録されており、納付金額と充当金額の差額については、金額に誤りはなく還付による支払処理が行われていることが確認できること、ii) 請求期間②については、オンライン記録によれば、請求者は、平成 14 年 10 月 11 日の国民年金資格取得及び平成 20 年 7 月 1 日の同資格喪失は平成 21 年 2 月 13 日に処理されていることが確認できることから、当該処理時点まで、請求期間②を含む平成 14 年 10 月から平成 20 年 6 月までの期間は、国民年金未加入期間とされ、納付書が発行されることではなく、国民年金保険料を納付することはできること、iii) 請求期間①直後の期間並びに請求期間②の直前及び直後の期間の国民年金保険料は未納であることなどから、既に年金記録の訂正是必要でないとする関東信越厚生局長の決定がこれまで 11 回通知されている。

今回、請求者は、今までの主張と同様に、請求期間①及び②の国民年金保険料を毎月銀行で納付していたと主張して、再度訂正請求を行っているものである。

しかしながら、今回、請求者の請求内容に当初の決定を変更すべき新たな事情は認められず、そのほか、請求内容及びこれまで収集した資料等を含めて再度検討したが、当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 2200436 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 2200118 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 44 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 31 年 3 月 1 日から令和元年 7 月 1 日まで

A社に勤務していた期間のうち、請求期間の厚生年金保険の加入記録が厚生年金保険法第 75 条本文に該当する期間となっている。給与明細書を提出するので、請求期間を年金給付に反映する期間に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社の事業主の回答及び同社から提出された資料並びに請求者から提出された給与明細書によると、請求者は、請求期間に同社の業務に従事し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 1 項ただし書きでは、特例対象者（請求者）が、A社の事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合には、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されているところ、A社に係る滞納処分票によると、請求者は、i) 自ら管轄年金事務所に架電し、平成 31 年 2 月末に同社を退職した旨を伝えていること、ii) 管轄年金事務所から、自宅へ健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届（以下「資格喪失届」という。）を送付する旨の案内を受けていることに加え、当該資格喪失届を提出するまでの請求者と管轄年金事務所担当者とのやり取りが確認できること、iii) 上記資格喪失届が受付された日（令和 3 年 1 月 4 日）（以下、この資格喪失届を「3 月 1 日資格喪失届」という。）以後、管轄年金事務所から、遡及喪失の更正通知及び還付請求書を送付する旨の説明を受けていることが確認できる。

さらに、A社に係る滞納処分票及び過誤納額整理簿によると、請求者は、管轄年金事務所が送付した請求者の父親である事業主宛の来所通知に応じて、平成 31 年 1 月 29 日に来所し、滞納保険料の納付を行っており、同社の滞納保険料について、年金事務所の担当者から平成 30 年

度末には完納するように伝えられ、納付を約束するなど、同社の滞納保険料の納付に関する対応を行っていることが認められる。

なお、オンライン記録によると、請求者の厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、当初、3月1日資格喪失届に基づき、平成31年3月1日と記録されていたところ、令和4年5月23日に提出された訂正届に基づき、令和元年7月1日に訂正されているが、当該訂正届を提出した理由について事業主及び請求者に照会したが、回答は得られなかった。

これらのことから、請求者は、3月1日資格喪失届により自身の厚生年金保険被保険者資格の喪失日が平成31年3月1日と記録されていたこと及び請求期間に係る厚生年金保険の保険料が納付されていないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる。

したがって、厚生年金特例法第1条第1項ただし書きに規定される「事業主が保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、請求期間については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。